

あわら市障害者活躍推進計画

| | |
|---------------------|---|
| 機関名 | あわら市 |
| 任命権者 | あわら市長、あわら市教育長 |
| 計画期間 | 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間） |
| あわら市における障害者雇用に関する課題 | <p>あわら市においては、法定雇用率が引き上げられた令和3年度以降、法定雇用率を達成しているところではあるが、人口減少や社会構造の変化により、採用者数や応募者数が減少傾向にあることから、今後も引き続き積極的な採用活動を行う。</p> <p>また、採用した障害のある職員が活躍できるよう、職場環境及び体制の整備や各種取組みが必要であることから、次の目標を設定し、組織全体で目標達成に向けて取り組むこととする。</p> |

目標

| 項目 | |
|-----------------|---|
| (1)採用に関する目標 | <p>【実雇用率】 令和9年6月1日時点 法定雇用率以上 参考：令和4年6月1日時点の実雇用率：2.88%</p> <p>【評価方法】 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理を行う。</p> |
| (2)定着に関する目標 | <p>【定着率】 離職者を極力生じさせない。</p> <p>【評価方法】 毎年の障害者任免状況通報により、定着状況の把握を行う。</p> |
| (3)キャリア形成に関する目標 | <p>【職務拡大】 障害者が担当する職域を拡充する。</p> <p>【評価方法】 毎年の人事異動情報により、把握を行う。</p> |

取組内容

1 障害者の活躍を推進する体制整備

| 項目 | |
|---------|---|
| (1) 組織面 | <ul style="list-style-type: none">○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。○組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員）を整備するとともに、組織外の関係機関（福井労働局、三国公共職業安定所、その他障害者が利用している支援機関等）と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先などを関係者間で共有する。○役割分担及び各種相談先については、人事異動等により変更が生じるため、定期的に更新を行う。 |
| (2) 人材面 | <ul style="list-style-type: none">○障害者職業生活相談員に選任された者は、国の機関等が開催する講習会やセミナー等も積極的に受講する。○障害のある職員が配属されている部署の職員を中心に、国の機関等が開催する各種講習会やセミナーへの受講を勧奨する。○障害に関する理解促進・啓発のための研修等を実施する。 |

2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

| | |
|-------|--|
| 職務の選定 | <ul style="list-style-type: none">○現に勤務する障害のある職員や今後採用する障害のある方の能力を踏まえ、面談など通じ職務の選定について検討を行う。○新規採用や人事異動などの機会に面談等を行い、障害のある職員と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて対策を講じる。 |
|-------|--|

3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

| | |
|-----------|---|
| (1) 職務環境 | <ul style="list-style-type: none">○新規に採用した障害のある職員については定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 |
| (2) 募集・採用 | <ul style="list-style-type: none">○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。<ul style="list-style-type: none">・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。・自力で通勤できることといった条件を設定する。・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 |
| (3) 働き方 | <ul style="list-style-type: none">○個々の障害のある職員の状態や働き方に対応し、仕事と治療等との両立支援ができるような職場づくり、協力体制を推進する。○時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。 |

| | |
|------------------|---|
| (4) その他の人事 管理 | <ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じて随時面談を実施し、状況把握や体調への配慮を行う。 ○中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者を言う。）について、職務選定、職場環境、通院への配慮等に努める。 |
|------------------|---|

4 その他

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。 ○障害者就労施設等における民需拡大のため、当該施設等が生産・加工・製作した物品などの販売の場の提供を継続して実施する。 |
|--|---|